

別記
第1号様式(第14条関係)

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 府 知 事	2022年 07月 29日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府福知山市長田野町二丁目21番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) アリナミンファーマテック株式会社 代表取締役 石田 徹

環境マネジメントシステムの名称	環境マニュアル JIS Q14001:2015/ISO 14001:2015
適用範囲	アリナミンファーマテック株式会社でのあらゆる活動、製品及びサービス
導入年月日	<登録日> 平成19年 11月 16日
認証番号	07ER-674
基本方針	環境方針 (1)事業活動に伴う環境への影響を的確に把握し、省資源・省エネルギー活動等を適切に推進します (2)ゼロエミッション活動等による3Rを推進し、廃棄物の削減と適正を行います (3)水資源の保護・適正利用に努めます (4)化学物質を適正に管理し、環境への排出量の削減に努めます (5)生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に資する活動を推進します (6)環境関連の法律・規則・協定を遵守するとともに、環境目標を定め、毎年見直しを行い、継続的改善に努めます (7)環境問題の重要性を理解・認識して行動できるように教育啓発活動を行います
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	1. 省エネルギーの推進 ・部門ごとに省エネ施策を1件以上立案し実行する 2. 省資源化の推進 ・各部門において、文書類のペーパーレス化を推進し、コピー用紙の使用枚数を削減する 3. 廃棄物の適正分別 ・水銀使用産業廃棄物と混合することのないように分別廃棄を徹底し適切に分別、保管する
目標を達成するための取組の内容	1. 省エネルギーの推進 ・定期的に管理棟の電力・上水の使用実績を総務人事課、経理課と共有し、省エネルギーの啓発を行う。 ・給食業者に対し、定期的に厚生棟のエネルギー使用実績を提供し、省エネルギーの啓発を行う。 ・原料受入れ試験項目の省略を行い、試験頻度を減少させて省エネルギー化を推進する。 ・散水装置によるチラー負荷軽減(第1工場) ・第6工場1階廊下照明LED導入 ・新規追加 第6工場2階Eゾーン照明LED導入 ・夏場の電力ピーク時の負荷軽減 ①製剤生産計画の調整による契約電力管理 ②毎日のデマンドをモニタリングし、アラート管理することにより電力量抑制を施す。 ・用役設備の定期診断(蒸気・圧空漏れ点検)による運用改善実行 ・エネルギーのモニタリングによる省エネ施策への結び付け ・第2倉庫プレハブ冷蔵庫内 保管物の有無状況を確認し電源OFF操作による稼働時間の見直しを行い、電力使用量の削減を図る。 ・第5工場温水製造装置の温度設定変更 ①温水使用項目調査(製剤、QC) ②温度設定変更 ・各機器コンベアの製品搬送時ON、待機停止時OFFの設定に見直し、電力使用量を削減する。 2. 省資源化の推進 ・コピー用紙の両面印刷、2アップ印刷等によるペーパーレス化 ・蒸気・上水・圧空バルブ及び配管からの漏れを点検し修繕する。 ・PDF化や電子データ活用 3. 廃棄物の適正分別 ・分別廃棄確認書の活用とEHS部によるストックヤードの廃棄物排出状況の確認
目標を達成するための取組の進捗状況	下記の取組の成果及び当該成果に対する評価欄に記載
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	1. 全社 1)省エネルギーの推進 ・部門毎に省エネ施策を1件以上立案し実行する。 全部門が1件以上(全9部門:計11件)の省エネ施策を立案し目標を達成した。 2)省資源化の推進 ・各部門において、文書類のペーパーレス化を推進し、コピー用紙の使用枚数を削減する 全社のコピー用紙使用枚数は、2019年度に対して2021年度は11.5%の増加となり目標は達成できなかった。 3)廃棄物の適正分別 ・水銀含有産業廃棄物と混合することのないように分別廃棄を徹底する。 全部門、「分別廃棄確認表」を用いて継続的に分別確認を実施し、併せて、EHSが「ストックヤード分別廃棄状況確認表」に基づき、廃棄保管場所における分別廃棄状況を週1回チェックし、水銀使用産業廃棄物の混入がないことを確認した。 2. 各部門 概ね環境目標を達成したが、環境目標の内、4テーマが未達となった。
事業活動に係る法令の遵守の状況	環境法規制の順守状況を定期的に評価するため、半期ごとにEHS事務局が「環境法規制等登録表・順守状況表」に従い、順守評価し問題のないことを確認した。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	環境マネジメントレビュー報告内容より、EMSの運用は適切に機能していると判断するが、エネルギーモニタリングシステムについては、省エネに対する効果を確認の上で導入を判断する必要がある。省エネ法の改定にも追従し、非化石エネルギーへの転換検討を優先的に進めること。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。